

ISSN 2186 – 3989

もう一つの日中関係史
－徳川期日本漂流民事件を例にして－

付 勇

Another history of the Sino-Japanese relations:
Taking the example of Japanese Castaways in the Tokugawa Period

Yong Fu

北 陸 大 学 紀 要
第51号(2021年9月)抜刷

もう一つの日中関係史 — 徳川期日本漂流民事件を例にして —

付 勇*

Another history of the Sino-Japanese relations:
Taking the example of Japanese Castaways in the Tokugawa Period

Yong Fu*

Received March 10, 2021

Accepted July 15, 2021

Abstract

In the Ch'ing Dynasty, China's foreign relations were characterized by the tributary and canonization system. However, for over two hundred years, Tokugawa-Japan was the only exception in East Asia that was unattached to the system. Before the *Sino-Japanese Amity Treaty* was signed (1871), two countries had not established official contacts. On the other hand, because of geopolitical affinity, the non-governmental exchange between the two countries never stopped, and trade ship were continuously shuttling between Zhejiang (浙江) and Nagasaki (長崎). In addition, due to climatic factors, the Japanese vessels also occasionally drifted to China. This paper focuses on the two events of "drifted ship and distressed southern foreigners" from Japan to Manchuria, China and reveals the Ch'ing Dynasty's policies of handling Japanese castaways. The paper aims to explore the Sino-Japan relations in Ch'ing Dynasty from the perspective of Sino-Japan interaction in history.

The first incident occurred in June 1644, fifty eight people from Echizen Province (越前), including Takeuchi Tozaemon (竹内藤左衛門) drifted to the Chinese border in Jilin Province (吉林). The fifteen survivors were sent to Peking (北京) and were repatriated through Korea (朝鮮) a year later. The second incident occurred in June 1795, Magotaro (孫太郎) and two other people from Matsumae Domain (松前) drifted to the Chinese border in Jilin Province. They were escorted through Peking, Suzhou (蘇州), and Hangzhou (杭州) and repatriated through Zhapu port (乍浦).

According to the author's investigation, at least sixty such incidents occurred in Ch'ing Dynasty and the number of repatriated people was over nine hundred. The reason for selecting the two incidents mentioned above is because the historical literature from the two countries on the two incidents can be cross-checked. Secondly, the majority of the sixty incidents occurred in coasts of East China or Southeast China, and only these two incidents occurred on the border of Northeast China (Manchuria).

*北陸大学国際交流センター International Exchange Center, Hokuriku University

This means that repatriation process covered a long route and large regions, thus enabling the Japanese castaways to provide detailed account of their experiences.

The value of investigating the historical data of Japanese castaway lies in the fact that it not only produced accounts of the politics, economy, language, culture, customs, geographical landscape of Ch'ing Period, but also faithfully recorded the selfless help and warm hospitality by Ch'ing government and the people. The historical data provide evidence that under the *Cherishing Men from Afar* policy by Ch'ing Dynasty, China's political and trade relations with Japan as well as the feelings toward its people remained favorable.

Key Words : Ch'ing Dynasty ; Tokugawa Period ; Japanese Castaway ; Salvage Sinocentrism ; Ch'ing's Relations with Tokugawa-Japan

はじめに

近世の歴史地図を開いて観れば、十七世紀に入ると、北東アジア地域が激動の時代を迎えたと言えよう。まず旧満州の地と朝鮮半島においては、満州族が勃興し、「清」という国号を掲げ、朝鮮征服と中国支配を果たしている。これにより、明が滅び、朝鮮が清の宗属国となった。一方、日本においては、豊臣秀吉の朝鮮出兵が失敗に終わったものの、徳川家康が天下を取り、江戸に幕府を開いた。さらに南にくだつて観ると、琉球では、島津氏が大軍を送って納貢を強要し、以来琉球王国は清と薩摩藩との両属関係を余儀なくされた。また台湾島においても、スペイン、オランダを駆逐した後、鄭芝竜・鄭成功が反清復明の拠点としている。こうした民族的・政治的または軍事的な変動が繰り広げられる最中、なおさらに地域外部からの圧力も強いられてきた。それはポルトガル、オランダ、ロシア、イギリスなど東方進出が相次いで、東インド貿易がわれ先に狙われており、キリシタンの布教も躍動している。

かかる巨大な歴史のうねりが生じた時代を前に、清朝中国と徳川日本が巡り合った。中国漢民族の目線から見れば、これはいずれも「夷狄」が建てた政権ではあるが、どのように向き合っていくかは実に興味深い。以来二百余年の間にわたって、清は「海禁」政策を、日本は「鎖国令」を幾度も敷かれており、「日清修好条規」が締結されるまでは、正式な国交関係を持たないままであったのは周知のとおりである。とりわけ日本人は海外に渡航したり外国人と接触することはないと思われがちであるが、実際には、伝統的な用語でいう「鎖国」政策をとっていたとは言え、「四つの口」を通じて、日本は依然として周辺地域との通交を維持していたのである。長崎を窓口にした唐船貿易というルートのほか、例えば悪天候に遭遇した難破船の漂出というかわったルートも存在していたのである。近世においては、日本人漂流民たちは北方面では朝鮮半島、旧満州、ロシア、南方面では、琉球、台湾、ルソン、安南、暹羅、西方面では中国大陸、さらに東方面ではアメリカに漂出・漂着していたのである。このような漂流事件に関する記録は今日にもたくさん残っており、日本側では、漂流譚や異国奇談といった民間流布本のほか、口上書・風説書など幕府文書も整理・刊行されている。中国側では、「档案」という清朝時代の公文書において「日本国漂風難夷」に関する記録が散見される。

本稿では、近世北東アジア地域における民衆レベルでの接触——漂流事件に視点をおき、なかんずく 1644 年越前人国田兵右衛門等五十八名及び 1795 年松前人孫太郎等三名の漂流事件を取り上げ、日中両国の史料を比較しながら、近世北東アジア地域における人的往

来の側面に光を当て、清朝政府が日本人漂流民を救助・送還した事実を明らかにしたうえ、近世日清関係をも検討してみたい。

1. 先行研究の分析と本研究の意味

清朝中国に漂着した日本人に関する記録が、日本にも中国にも少なからず残されている。日本では幕府や藩の取調べ記録（口書、吟味書）のほか、民間に流布した漂流記・筆語や、幕命により編纂された『華夷変態』、『通航一覽』などの史料集も現存している。また、山下恒夫により再編した『江戸漂流記総集』（日本評論社 1992-93年、6巻）がその集大成の一つとなり、格好の資料と言えよう。一方、中国では漂流記というようなものは存在しないが、清朝時代の公文書（題本、奏摺）や実録の中には日本国漂風難夷（番）といった記録が確認でき、日本人漂流民研究に資することが可能となる。

江戸時代には、廻船が発達する一方、悪天候に見舞われ外国に吹き流されることは時には起きた。鎖国令が発布されたが結局ハブニングでもあるためそれを阻止することは無理があった。このような漂流事件の研究は、東アジア地域では日本学者による蓄積が圧倒的に厚い。寛永二十一年（1644）越前漂流民事件をめぐって、園田一亀が日中朝三国史料を考証し、『韃靼漂流記の研究』（南満州鉄道株式会社、1939年初刊）をもって漂流研究の嚆矢としての位置を占めている。1950年代に入ってから、実藤恵秀、佐藤三郎が日中文化交流史の視角から、日中間の漂流問題に注目を集め考察を加えた。金指正三が海事・海難問題を取り上げその救助に関する法令について、詳細な検討を行い『近世海難救助制度の研究』（吉川弘文館 1968年）にまとめている。また、海外交渉史的・文化史的な見地から、川合彦充が『日本人漂流記』（社会思想社 1967年）のなかで鎖国下の民衆の交流実態を包括的に取り上げた。春名徹、荒野泰典が特に漂流民送還体制について体系的に考察を展開した。近年、松浦章が東アジア海域の文化交渉という視点から、豊かな研究成果が生み出されている。このほか、漂流問題の研究は民俗学、気象学、言語学、文学など諸分野の価値も兼備しており、学者の関心を集めている。

一方、中国では、漂流研究といえば中国・琉球関係史の一課題としては扱われてきたが、日本人漂流民に関する研究はこれまでは関心を惹かれていなかったため手薄な現状であると言わざるを得ない。もっとも近年になって新鋭研究者の孟曉旭がそれに手を付けるような動きが出ている。台湾では、劉序楓が精力的に取り組んでおり、「近世中国と日本間における漂流、漂着事件について」（九州大学 21世紀 COE プログラム 2005年）をはじめ論考が数多く挙げられている。

こうした従来の漂流研究においては三点の特徴が見えてくる。一点目は、事例研究が主流となっていることである。漂出・漂着事件ごとに、もしくは船ごとに、漂流経緯、経路、海外情報や異国見聞、異文化への関心、年表作成など、極めて重要で欠かせないが、いずれも記録復元というような基礎的作業が行われてきた。その一例としては、関西大学東西学術研究所では大庭脩の提唱で始まった『江戸時代漂着唐船資料集』が既に九集が刊行されている。二点目は、漂流民の救助と送還に関する制度史的な研究に集中している傾向が見て取れる。この分野では荒野泰典が『近世日本とアジア』（東京大学出版会 1988年）のなかで日本を中心とする立場から、朝鮮・琉球・中国との間での相互送還体制の全体像を提示しており、先駆的な研究として高い評価を博している。以降、春名徹、黒木国泰、劉序楓、赤嶺守、渡辺美季などが一国または一地方に検討対象を絞って考察し、その処置制度から相互送還ネットワークの形成にまで研究を一層深めている。そして三点目は、中国側の史料とくに清朝公文書が夥しく残っているため、それを十分に発掘・利用されたとはいえないのである。

以上のことから、日本の斯界で重厚な研究史を誇るとは言え、従来の視野を広げ日中関係史の視座に立って議論されているのは管見の限り希である。そこで、本研究では、国交のない清朝中国・徳川日本の時代に主として漂流民を媒介に日中両国が相手国をどのように認識し対峙していたのかについて一考を加えたい。

本研究の意味は、以下の四点が挙げられよう。まず第一には、もっぱら漂流問題の研究に拘泥せず、それを手掛かりに近世日中関係の研究へと発展させることである。第二には、歴史を現代人の目ではなく、三、四百年前に遡ってできるだけ当事者の目で物事を見つめてみようとする事である。そして第三には、これまで十分に利用されていない清朝公文書を生かして日本側の史料と照らし合わせながら日本人漂流民事件を検証することである。第四には、近世までの北東アジア国際関係を考える際に、鎖国論、朝貢論、中心・周辺論、日本型華夷秩序といった論理が定着しつつあるようだが、こうした従来の枠組みをはみ出して、漂流民事件を手掛かりに北東アジア地域の人的往来による他者認識の形成において新たな事実を発見することにしたい。

2. 寛永越前船、寛政松前船の韃靼漂流

近世とは、日本の徳川時代（1603-1867）と中国の清朝時代（1616-1912）にあたる時期を指すことは一般的である。この時期においては、中国に漂着し、そして日本に生還できた人数はどれくらいの規模であったかという点、筆者の統計により断っておけば、1644年清が中国支配を確立してから1871年日清修好条規締結により無国交時代を終えるまでのおよそ二百三十年間に、64件920人以上としている¹。ここではまず、日本海をわたって、北東アジアにおける重要な地域——韃靼とも呼ばれる満州の地に漂着し、そこを經由して、清の都北京・朝鮮半島・朝鮮の都ソウルを横断したり、または大運河をくぐって中国の江南地方へと縦貫したりして、乍浦港経由で日本帰還を得た、というような日本人の漂流事件を二件捉え、その概況について紹介したい。

2.1 寛永越前人の韃靼漂流

寛永二十一年（1644、順治元）四月朔日に、越前国三国浦新保村で北前船を生業とした竹内藤右衛門以下五十八人は、船三隻に乗り込んで松前を目指したが、佐渡を出てから嵐に遭い漂流すること十余日、六月にポシエツ湾（現ロシア沿海州・中国吉林省珲春図門江デルタ帯）と思わしき海岸に流れ着いた。彼らは商人らしく、高麗人参を獲得してひと儲けしようとしたが、思いもかけず土着民の襲撃に遭った。辛うじて一命をとりとめた国田兵右衛門以下十五名は、清の地方役人の保護を受け、盛京を経て北京に送り届けられた。北京逗留一年後、朝鮮を経て正保三年（1646）三月対馬に帰還した。ときあたかも清軍の北京入城直後であり、彼らははからずも明清交替という世界史的事件を目撃する結果となった。正保三年（1646）八月、生還者は幕府役人の尋問に対して、漂流・送還の経緯をはじめ、韃靼国の風俗・制度・言語の概要や、満州王族の人物像などを口述した。この口上書がやがて『韃靼漂流記』といった名で流布し、いわゆる「韃靼漂流記」²として知られている。

「越前国三国浦新保村竹内藤右衛門、同子藤蔵船二艘、並国田兵右衛門以上三艘に、五十八人乗くみて、松前へ商のため致出帆、海上にて大風に逢ひ韃靼国へ吹附られ、同国都へ召寄せられ、是より大明の北京へ被送、夫より朝鮮の都へ送られ、宗対馬守殿御内古川伊右衛門殿へ被渡、夫より対馬へ着申候、右之国々にて覚書。」³
と、石井本の冒頭に記されている。

これを中国側の史料に当たると、順治帝が自ら手厚く撫恤を与え、送還させるようにと

論旨を下されたことを『清実録』には載せている。

「論朝鮮国王李侖曰。今中外一統。四海為家。各国人民。皆朕赤子。務令得所。以廣同仁。前有日本国民人一十三名⁴。泛舟海中。漂泊至此。已敕所司。周给衣糧。但念其父母妻子。遠隔天涯。深用惻惻。兹命随使臣前往朝鮮。至日爾可備船隻。転送還郷。仍移文宣示。俾該国君民。共知朕意。」⁵

2.2 寛政松前人の韃靼漂流

時は百五十年もくだった寛政七年（1795・乾隆六十）には、
「寛政七年(1795)六月、松前西在突符村（とっぷむら、現北海道爾志郡乙部町）孫太郎、安次郎、重兵衛、西地ヲコシリ島（奥尻島）にて昆布を採らんとて、小船に渡るの間、漂流六七日にて漸く山を見出し、乗附ければ、船は岩にあたりて破る、即ち韃国吉林の内伊皮韃（イヒタツ）の地なり。」⁶

これはまた、『通航一覽』には、

「寛政七乙卯年六月、松前志摩守資廣所領陸奥國松前突符（ドツプ）村の漁夫三人、蝦夷地オコシリより漂流して、満州の地吉利魚皮韃（コヒタツ）境に到る、後彼地より清朝に送り、同九丁巳年二月十八日、通商の唐船より肥前國長崎に連渡り、明年四月帰國せしめらる、唐荷主及び船主財副等には、前例のこたく褒米を與へらる。

寛政九丁巳年十二月

	松前若狭守領分奥州松前
	突符村金右衛門忰
一向宗	孫 太 郎 巳三十三歳
同人忰	
同宗	安 次 郎 巳十八歳
	右同人領分同國同村
禪宗	重 兵 衛 巳五十二歳」 ⁷

とある。

この一件は、中国側の史料を照合したところ、台北故宫博物院所蔵『軍機処録副奏摺』には、浙江巡撫玉徳「奏為撫卹日本國難番附搭便船歸國並開行日期恭摺」が見られる。

「奏聞事、窃臣欽奉上諭、日本國遭風難夷安治録等三名、俟浙省有來京人員、令其帶回、並傳該撫、於難夷到浙時、委員送至乍浦、轉附便船歸國、以示體恤柔遠至意。欽此。欽遵在案嗣據、引見回浙之提標參將策楞、象山協守備馬全駿等、帶領安治録等到省。臣當即優加撫卹、並派員護送至乍浦、妥為安頓、俟有辦銅船隻出口、即行附便送歸該國。去後茲據稟報、現有金長順銅船、前往東洋採辦銅舫、當將安治録等三名、給與盤費口糧、搭附銅船、於二月初四日、由乍浦開行出口、照例資送歸國等情由、藩司查明、具詳前來。所有資送日本國難番附船歸國日期、理合恭摺具奏。伏乞皇上睿鑒、謹奏。

嘉慶二年二月二十七日」⁸

と、記されている。

2.3 日本人漂流民が見聞した清代中国

以上の二件、日中両側の史料を見てきたように、日本人漂流民たちは、はからぬハプニングに遭って危険かつ数奇な運命を辿られたものの、異国の清の世相、とくに明清交替と清の繁盛期にあたる乾隆嘉慶期を目撃し、生の記録をわれわれに残してくれた。当時の徳川幕府にとってはこれ以上役立つ情報がなからう。それゆえ、漂流民への尋問や唐船風説書の作成に怠ることなく取り組んでいたのである。この二件に限って挙例してみても、相

手国への認識を垣間見ることができよう。

地理情報の記録

中国は国土が広いということもあって、漂流民たちの送還ルートや移動距離もかなり長かった。ここで挙げた二件は、日本を漂出してから長崎に送還されるまで、いずれも二年あまりの歳月を費やして数千キロ規模の大移動ないしは大旅行を余儀なくされた。越前の漂流民国田兵右衛門らは中国東北の地に漂着した後、思わぬことに盛京から北京へ送られ、一年間ぐらい北京で生活し厚遇を受けていた。その後陸路で朝鮮の都漢陽、東萊府の釜山を経て対馬に引き渡され、大阪より越前に帰還した。経過した町や民家、山川などについても、幕府役人の取り調べに詳しく答えていた。例えば、「韃靼と大明との国境に、石垣を築き申し候、万里在り候よし〔万里の長城〕申し候、高さは十二三間ほどに見へ申し候、但し石にては築き申さず候、瓦の様成る物、厚さ三寸四寸にして重ね、しつくひ詰めに仕り候」⁹

一方、松前の孫太郎ら三人は、中国東北地方に漂着後、吉林、寧古塔、盛京、北京、大運河下りをして、江南の商業重鎮蘇州、杭州を見物することもできた。最後に対日貿易及び漂流民送還の拠点——乍浦を出帆し長崎に帰ったのである。ノコダイ（寧古塔）からゲクリ（高麗館）¹⁰に着くと、この三人は清朝が各国の朝貢使を招待する宿泊施設に泊ませたことをきちんと覚えている、「宿屋は四訳館と申し、外国人止宿致させ候舎所にて御座候由、申候」¹¹

文化習俗の体験

異国の土地に踏むと、まず目に映ったのは現地の人々の容貌と衣装であろう。

越前の漂流民たちが目にした現地の者については、「人の体、日本人よりは大きに候、上下共に頭をそり、てっぺんに一寸四方ほど頂きの毛を残し、長くして三つに組置き（弁髪）候、上髭はそのまゝ置き、下髭剃り申し候、大名小名、下々百姓までもその通りにて候」¹²と語っている。

松前人孫太郎らが目にした現地の者もほぼ同様に弁髪をしているが、衣装については「頭上少し髪を残し、筒袖の襦袢の様なる物を着、股引のゆるきものをはき候見馴れざる人（中略）、男女とも総髪にて、詰め候儀もこれ無く後ろえ下げ、衣類は都て革にて拵へ、男は黒色、女は赤色、仕立て方は、外唐人衣服と同様にこれあり候、女は簪もこれ無く、耳に真鍮の環を下げ、鼻方穴にも、同様の環を下げ居り申し候」¹³、というふうに描いている。

なお、相手の人物像については、越前人たちが北京滞在期間に「日本人は奇麗ずき成由にて切々行水を仕候。」¹⁴と満州人の口から聞かされた。また漢民族の中国人と満州人を比較して、「北京人の心は、韃靼人とは違ひ、盗人も御座候、偽も申候、慈悲も無之かと思へ申候。去ながら、唯今は韃靼の王、北京へ御入座候に付、韃靼人も多く居申候、御法度万事韃靼の如くに仰付候て人の心は能成候はんと韃靼人申候」¹⁵、というような印象が越前漂流民たちに与えられている。

言語の習得

異郷をさすらうことは短ければ数か月、一年か二年ぐらい海外に逗留するケースはごく普通であった。当初は身振り手振り意思表示通を図ろうと苦勞することもあっただろうが、長く接触していくと、互いの名前や生活用品の呼び方から、多少とも中国現地の言葉が身につくことができた。越前人『韃靼漂流記』のなか、地名を除いても 105 語を記録している（筆者統計）。例えば、「汁をだつたんにては、しゆしかと申候。北京にてはたんと呼申候」、「箸を北京にては、はいずと申候。」「酒は韃たんにてあつけと申候」¹⁶、これらの音

真似は大方は合っているのである。

政治情勢の観察

漂流記のなかでは、清朝当時の政治情勢や政治人物にも触れている。「韃靼総王。御名チヤウテンと申候。御年八歳のよし。我等共北京に居申候時承申候。此王北京へ引越不断御座被成候」¹⁷、また、「北京より南京迄の道、急ぎ候へば三十日にて参り候よし申候。此間に大川有よしに候。南京も韃靼国へ切取申候、討手の軍勢北京へ罷帰候。但し一頭は南京に残り候よし申候。其後南京の人共、北京へ礼に参候を、我等共慥に見申候。南京の人も皆々頭を剃、韃人の如くに仕候而参候。韃靼国の大王は、明王の由申触候。慈悲深き人に見へ申候」¹⁸ともあり、新興政権の強さが強調されている。

このように、清国現地から豊富かつ貴重な情報を日本にもたらしてきた。明清交替という歴史の変わり目に、徳川幕府は鄭氏の乞師を受け、明の復興を支援しようとしているのであった。こういう意味で漂流民たちが持ち帰ってきた清国情報は幕府にとっては、とりもなおさず知りたかったものでもあった。それにより、ついに出兵を取りやめることにした。

他方、そもそも日本人漂流民たちは廻船の船頭や水主、または漁夫をしているため、余程教育を受けることもなかっただろうが、彼らは鋭い観察力をもっており、目にしたありあらゆることを細かく覚えて、日本に伝えてきたのである。さらに帰国後、長崎の役人や唐通事らも取り調べる際に、要領よく引き出してそれを記録していることに感心せざるを得ない。徳川幕府に比べて、清朝側は日本往來者からのヒアリングは寡聞ながら聞いたことがない。

3. 清朝による救助・送還

清朝中国に漂着した日本人は、清朝側からどのように取り扱われていたのだろうか。それは、次のような手続きを踏んで行われたのである。

3.1 救助・送還の流れ

中国沿岸に難破船が流れ着いた場合、これを発見した官民は直ちに県の地方官（知県・知州）と海防庁同知に報告することわけであった。役人が出向き、通訳か筆談による取り調べを行ない、県費で衣食薪水を提供する。そのうえ事情聴取に関わる報告（漂流民の身元・人数・漂流経緯・所持品・積荷・難破船状況など）が省の長官（総督・巡撫）へ届けられる。その後、漂流民たちが県から省城へ移送されるのが一般的であった。省城で再吟味のうえ、総督または巡撫が皇帝宛てに「奏摺」を作成し上奏する一方、過去の漂流民処置の定例に従い、県送り、順次浙江省平湖県の乍浦へ移送される。最後に、乍浦で銅を買い付けるため長崎に行き来する中国船に搭乗させ、日本に帰らせる。事後、関わった県が立て替えていた漂流民の諸費用を「題本」で中央朝廷の戸部まで報告し、それを請求する。

3.2 日本人漂流民処置の特徴

寛永越前漂流民と寛政松前漂流民の事例を見てみると、以下の三点が特徴的であるといえよう。

一点目は、日本漂流民は中国逗留中、行き届かない辺地で襲われたことがあったものの、それを除いていえば、漂流民たちは必ずと言っていいぐらい中国各地で保護と厚遇を受けていた。衣食住がすべて官費で与えられたことはもとより、難破船の修理・売却の場合

も、罹病もしくは病故の場合も、彼らを思いやって手厚く取り扱う措置が取られていた。たとえその難破船が修理に値しなくても、それを売却し、実際の値段以上に代金が支給されたり、ほかに高額の慰問金も加増されたりした。それは、清朝公文書の奏摺と題本に用いられる「昭聖朝寛大深仁、仰副我皇上懷柔遠人之至意¹⁹」という類の字句が見えることから窺えるように、華夷秩序の中心に立つ中国が仁徳の国であり、中国皇帝が天下を支配する慈愛深き天子であることを誇示せんとする狙いがあったと思われる。しかも、清は周辺国を朝貢国と非朝貢国とに区分せず、朝貢していない日本の漂流民に対しても、「一体優待²⁰」と諭されたように、同一視していたのである。

二点目は、漂流民の応接から送還まで、地方官衙が所管内で漂着事件を処理するだけでなく、事前事後には、はるばる中央朝廷の皇帝まで、報告を申し上げたり、論旨を奏請したりすることが、行われていたことである。現存する厩大な清朝の档案史料を調べ、送還事例を検討してみると、順治帝²¹のほか、乾隆帝など、皇帝みずから漂流民処置に関する勅諭を複数回下している。その中で定例として、もともと清朝行政機関に順守されていた勅諭は、乾隆二年（1737）閏九月十五日に下された、「朕思ふ。沿海地方、常に外国船隻の風に遭ひ、飄ひて境内に至る者有り。論して、胞輿を懷として、並びに内外岐視すること無らしめん。外邦の民人既に中華に到るに、豈一夫をして所を失はしむる可けんや。嗣後、如し此の似き被風飄泊の人船有らば、該督撫をして有司を督率せしめ、加意撫卹し、存公の銀兩を動用して、衣糧を賞給し、舟楫を修理し、並びに貨物をば査選し、本国に遣帰せしめ、以て朕が遠人を懷柔する至意を示すべし。此を將つて永く例と為せ。²²」である。

そして三点目は、漂流民処置に関する制度が完備されていたことである。今引いた乾隆帝が諭した「永著為例」が画期となり、乾隆六年（1741・寛保元年）以後²³には定例となって、送還体制が形成されるに至ったことが指摘できよう。以来、中国沿海各省に漂着した日本漂流民の送還先は、浙江省乍浦口と決められ、そこに移送・集結させられるようになった。かくして乍浦で中国貿易船に搭乗させ、長崎へ送還するという、「乍浦—長崎ルート」が形成された。寛永越前漂流民より、後の寛政松前漂流民たちはまさに遙々東北地方—北京—蘇州—杭州を経て、乍浦に辿り着いてこのルートを利用したのである。一方、漂流民の救助・送還にかかる経費の支給規則もきちんと整備されていた。その骨子を要約すれば、①一日一人あたり米1升、塩菜錢10文を支給する；②船價一人あたり銀12両、在船一日あたり銀3分、米1升、四十日分を支給する²⁴；③難破船が修理したい場合、できるだけ私財を持ち帰られるよう配慮して、売却・解体などに現地の衙門は高めに価格をつけてやったり、代金を立て替えたりし、場合によっては多額の慰問金（「津貼銀」）を出すというケースも見られる²⁵。漂流民に支出された経費項目・金額については明確な規則が制定され、「奏摺」のほか「戸科題本」も、その詳細をより如実に反映している。

4. 日本人漂流民処置にみられる清の対日関係

1644年に北京入りを果たし成立した清王朝が、はじめて日本と交渉したのは、実は清が入関する前に遡る。浦廉一が「華夷変態解題」²⁶の中で、「抑も新興満洲民族が、吾が日本に対して関心を持ち始めたのは、文禄慶長の役、所謂壬辰丁酉倭乱からであり、その後満洲側は不断に日本の動静に就ては、深甚の留意を怠らなかつたのに対し、我が朝野が満洲民族の存在を認識するに至つたのは、寛永四年（清天聰元年・西紀一六二七）の満洲軍の朝鮮半島侵入即ち丁卯虜乱に際し、半島側よりの通牒に接してからであった。そしてこの時には幕府にては、半島に対し出兵入援の意図すら存した程であり、爾来吾国に於ても、満洲側の動向に関しては、半島を通じて又は来航明舶を介して等、注意する所があつた。」と述べている。1636年、清太宗ホンタイジが朝鮮に親征し、翌年、三田渡で君臣の盟約を

結んだ。1637年正月、ホンタイジが仁祖に下した詔勅に「日本貿易、聽爾如舊。但當導其使者赴朝、朕亦將遣使至彼也。²⁷」が盛り込まれたことから、朝鮮を介し日本との通交を求めるシグナルを送ったと見てよからう。

それから八年後、清が越前漂流民の送還を機に再度、朝鮮を介して日本へシグナルを送った。前述した「仍移文宣示。俾該国君民。共知朕意」と論じたように、順治帝は朝鮮国王あての勅諭の中ですでに通交の意を明確に示している。

つづいて近世における清朝中国の対日関係を、三つの分野に分けて検討してみよう。

4.1 政治関係

周知のように、十九世紀末までは、東アジアには中国中心の国際秩序が形成されていた。それは端的には、中国皇帝と周辺諸国王との「朝貢・冊封」として関係づけられた。ところが清朝は、日本に対しては、前朝の元、明のように使者を遣わし、奉表納貢を強要しようとはしなかった。逆に、徳川幕府も、中国に使者を送り出し、政治関係を正式に締結するという意欲を見せなかった。実際には両政権は暗黙のまま向き合っていた。その原因を穿鑿してみれば、清朝は政治より通商を優先させた実用主義を取っていたのではないかと思われる。実は、清朝は国内の銅生産が不足のため、日本に銅を求めていたのである。長崎一口貿易でいちおう満足していただけに、これ以上には動き出せなかった。また、騎馬民族出身の清朝支配者は、陸地の膨大な版図の管理と隣接国家・少数民族との平和を図るのに精一杯であったようで、海上拡張にはおそらく目を向ける余力がなかったのではないかと思われる。

一方、徳川幕府のほうは、唯一正式の外交関係を構築したのは対朝鮮関係であって、中国は「通商の国」にとどめる、と位置づけている。この時期には日本を中心とした東アジア国際秩序観が台頭しはじめ、統一政権を樹立した武家の「武威」意識が秩序観の根底にあったからではないかと、池内敏は指摘している。この国際秩序観は、日本の周辺諸国に対する優越意識を醸成し、それが近代日本の国際秩序観・国際認識に様々な筋道でつながっていく²⁸。かくして、二百年もの長い歲月、日中両国は暗黙のうちに平和的關係を保ってきた。

4.2 貿易関係

十七世紀から十九世紀までの時期は、また「海禁」Vs「鎖国」の時代とも呼ばれる。他者の視線から言えばそれはそうであったが、日中両国の視線から見れば、実はそうでもないように思われる。決して閉鎖的な意味合いでその時代を理解すべきではない。日中貿易に着眼してみると、中国船（唐船）が担う長崎貿易が円滑に進められていた。金銀銅の流出を懸念した幕府は一時、海舶互市新例（正徳新令、1715年）のような貿易制限を発動したが、全体から見れば、長崎を窓口に、通訳および貿易管理を務めた唐通事らを媒介した日中貿易が良好な関係を保持していたと言えよう。それ故に中国は史上空前の「康乾盛世」を迎え、日本も元禄文化など栄えることができた。

4.3 国民感情

日本漂流民の応接・送還をめぐる、漂流民たちは中国官民あがての接待を受けた。皇帝の勅諭を履行せねばならぬ衙門の官員はもとより、各地の市井庶民までも、日本人に親近感を持ち、温かくもてなした。松前漂流民孫太郎ら三人が乍浦に辿り着いた時、「船場に唐人大勢出迎へ、銅鑼を鳴らし」²⁹と語っている。それは、中国側の史料（清実録、档案、地方誌など）にも、日本側の史料（風説書、口上書、漂流記など）においても、裏付けら

れている。彩色絵巻「清国漂流図」³⁰は、中国の国民が日本漂流民たちと惜別する場面を「官吏里人與俱、無任天涯分手、恨涕淚沾襟、情寔千歲一遇哉」の如く、ありありと描いている。送別の際には宴饗、御土産はもとより、詩文の贈答までして盛り上げた。例えば、次のような事例がある。道光六年（1826・文政九年）十月一日、「宝力丸」に載った越前人荘右衛門等九名が大阪へ交易に渡る途中、松江府川沙斤海口に漂着し、現地で官民あげての厚遇を受けた。送別の際、現地の官吏文人がそれぞれ詩を五首作って贈与した³¹。その一つは、次のように作っている：

「倭人涉海為蠅頭、小船漂沈遇怒蚪。三百年前犯我土、數千里外救夷酋。

故郷自有傷心慟、異地應無枵腹憂。記取聖朝恩莫大、懷柔替爾覓歸舟。」

贈詩の中に「倭」、「夷」、「酋」が用いられるのが意味深い。そこには清朝中国はいわゆる「華夷」の視線で日本を見て、「懷遠」の寛大さをもって日本人と接していたことが読みとれるのではないと思われる。また、贈詩では素直な人間同士から発した人道支援が謳われる一方、清の対外政策や国民心理も細やかに映し出されていると思われる。漂流・漂着事件はあくまでも一種のハプニングではあったが、このような国民の接触を相互認識の観点から見れば、救助—交流—送還—好感という図式が案外うまく運んでいたのではないかと考えられる。

かくして、この時期の両国国民感情は、明らかに親善的であったと言えよう。中国に漂着した日本漂流民が手厚い保護や介抱を得て、両国民が非常に温かい関係を築いていたことは、当時の記録が如実に物語っている。

おわりに

上述のように、本稿では近世日本人漂流民事件は、両国関係においてどのような意味をもつか、具体的な例をあげながら考察を加え、中国で日本漂流民が手厚く取り扱われていたことが明らかになった。清朝は、徳川幕府と公式の外交交渉を持たなかったものの、相手国の国民を人道的に扱うことができた。清朝は元・明と違って、旧来の「朝貢・冊封」を日本に強要しようとしなかった。それは、根本的なところでは、やはり「懷柔遠人」といった清の皇帝から発した儒教思想もしくは中華思想が機能し、実践されていたと考えられる。実は新興王朝の清は、中華思想（＝華夷秩序）をダブルスタンダードで巧みに行なった³²と見てもよかろう。というのは、そもそも夷狄たる満州族は、中国へ入ると、まず中国の伝統的な華夷思想というイデオロギーに直面した。そこで、「中国」とは「中華」であるということになるのは、唯一漢民族に限られたものではなく、高い文化の担い手であるからこそ、その資格を持たせる者になると極力主張しはじめた。今度は満州族が代わってその担い手になれるという考え方をを用いて、華夷思想を処理したのである³³。そういう意味では、華夷思想は非常に柔軟なものであるため、清朝はそれを運用する（たとえば大規模な文化事業の推進、漢人の籠絡など）に際して、ダブルスタンダード採用というより、むしろ従来の中華思想を一步発展させたともいえよう。一方、朝貢国への扱いにおいては、清朝は懷柔政策をさらに拡大し、「八方向化、九土來王」を理想像として掲げ、たとえ朝貢国ではない日本の漂流民に対しても、その恩恵が及ぶようになったのである。

もっとも、17-19世紀を通じて、安定的かつ平和的な関係が続いていたかに見える清と日本が、なぜ清末・明治初期に入って一変して加害と被害の相手国になったのか。華夷思想に基づき、保ち続けてきた朝貢体制が、欧米列強の東方進出によって崩壊しつつあった。日本がアジア他国より一歩早く万国公法を利器に近代条約体制を構築し近代的外交を始めた一方、中国はアヘン戦争がきっかけで後れをとり、ついに清朝時代は終焉を告げる。

註

- 1 第一歴史档案馆所蔵五部会典のうち、嘉慶朝《大清会典事例》卷四百禮部・調恤・拯救と、光緒朝《大清会典事例》卷五百十三禮部・調恤・拯救、嘉慶十五年までの記事が同じであり、崇徳1件、康熙9件、雍正1件、乾隆22件、嘉慶7件。嘉慶十六年～光緒九年までは、道光17件、咸豊3件、同治2件、光緒2件。
- 2 1939年（昭和十四・康德六）に、満鉄調査部に勤めていた園田一亀がそれをもとにした『韃靼漂流記の研究』が、日本人漂流民に関する先駆的な研究をなした。南満洲鉄道株式会社鉄道総局庶務課発行。1991年平凡社が『韃靼漂流記』を題名に「東洋文庫 539」として復刊される。
- 3 園田一亀著『韃靼漂流記』（東洋文庫 539、平凡社 1991年）。十四頁。
- 4 一十三名記載が『清実録』のまま、十五名記載のある『韃靼漂流記』と開きが見える。
- 5 『清世祖章皇帝実録』卷之二十一、順治二年十一月。己酉朔。
- 6 山下恒夫再編『江戸漂流記総集』（石井研堂コレクション）第三卷「松前人韃靼漂流記」、日本評論社 1992年。三六九頁。
- 7 『通航一覽』卷之二百三十六、唐國・盛京統部・満州山丹部三十二・漂流。百二十八頁。
- 8 台北故宮博物院図書文献館所蔵、軍機処録副、文書番号 404002080。ここに「安治録」とは「安次郎」の誤記か。ちなみに嘉慶二年は寛政九年・1797年にあたる。
- 9 山下恒夫再編『江戸漂流記総集』第一卷「韃靼漂流記」、一一八頁。
- 10 筆者注；《日下旧聞考》によると、そこは礼部所管館舎の一つ、東江米巷玉河橋西にあるという。朝貢使や交易商が宿泊施設とされ、高麗館のち俄羅斯館とも呼ばれる。
- 11 山下恒夫再編『江戸漂流記総集』第三卷「松前人韃靼漂流記」、三七六頁。
- 12 『江戸漂流記総集』第一卷「韃靼漂流記」、一〇九頁。
- 13 『江戸漂流記総集』第三卷「松前人韃靼漂流記」、三七二頁。「松前漂流民口書」。
- 14 園田一亀著『韃靼漂流記』（東洋文庫 539、平凡社 1991年）。十七頁。
- 15 前掲『韃靼漂流記』、三十頁。
- 16 『前掲『韃靼漂流記』、三十三頁。
- 17 『前掲『韃靼漂流記』、二十二頁。
- 18 前掲『韃靼漂流記』、三十一頁。
- 19 「福建巡撫臣富綱跪奏為遣送日本番人回国恭摺」（乾隆四十四年、漢昭禄など十三人。）
- 20 順治四年（1647年）に「以浙東福建平定。頒詔天下。詔曰：……東南海外琉球、安南暹羅日本諸國、附近浙閩、有慕義投誠、納款來朝者。地方官即為奏達。與朝鮮等國。一體優待。用普懷柔。……大業克成於一統。新恩誕沛於遐方。偕茲率土之民。永底太平之治。布告中外。咸使聞知。」（『世祖章皇帝実録』卷三十 順治四年二月癸未。）
- 21 「諭朝鮮国王李倭曰。今中外一統。四海為家。各国人民。皆朕赤子。務令得所。以廣同仁。前有日本国民人一十三名。泛舟海中。漂泊至此。已敕所司。周給衣糧。但念其父母妻子。遠隔天涯。深用惻。茲命隨使臣前往朝鮮。至日爾可備船隻。轉送還鄉。仍移文宣示。俾该国君民。共知朕意。」（『清世祖章皇帝実録』卷之二十一、順治二年（1645）十一月。己酉朔。）；続いて順治四年（1647年）に「以浙東福建平定。頒詔天下。詔曰：……東南海外琉球、安南暹羅日本諸國、附近浙閩、有慕義投誠、納款來朝者。地方官即為奏達。與朝鮮等國。一體優待。用普懷柔。……大業克成於一統。新恩誕沛於遐方。偕茲率土之民。永底太平之治。布告中外。咸使聞知。」（『世祖章皇帝実録』卷三十 順治四年二月癸未。）
- 22 『清高宗純皇帝実録』卷之五十二、乾隆二年（1737）。丁巳。閏九月。庚午。（相田洋「近世漂流民と中国」参照。）
- 23 台湾学者劉序楓氏は、遣送口が乾隆二十年以後、乍浦に決まっていると指摘される。

ただし、筆者が見た浙江巡撫楊廷璋の題本によれば、それは早くも乾隆六年（1741）より慣例として定着している。「題為護送日本國難番腰永忘等至乍浦附搭回國應需口糧等項銀兩于備公款內照數動支事」 乾隆二十一年四月二十六日：「在洋程途日期及應需口糧路費船價等項，查照乾隆陸年押送難番仲兵衛等貳拾人在乍附遣成例。」とある。中国第一歴史档案館蔵戸科題本、文書番号 02-01-04-15018-004。

²⁴ 北京・中国第一歴史档案館蔵・内閣戸科題本「護送日本國難番腰永忘等至乍浦附搭回國應需口糧等項銀兩於備公款內照數動支事」に見える、乾隆二十一年四月二十六日浙江巡撫楊廷璋：「在洋程途日期及應需口糧路費船價等項，查照乾隆陸年押送難番仲兵衛等貳拾人在乍附遣成例，動支給發薪水，俟船商信德興等發辦東洋出口之日，遵照每名實給船價銀拾貳兩，在船每日給發路費銀叁分，米壹升，計程肆拾日，照數核給附搭。」

²⁵ 「象山県漂流日本國夷船一隻、難夷二十四名、(中略)板料等項、估計錢五百餘千、合紋銀五百兩、但一時未有售主。銅船開行在即、未能久待、自忖由県先行墊給、並恐所估料價尚有不實不尽、飭令於估價五百兩之外、加賞津貼銀四百兩。」(台北・故宮博物院圖書文獻館所蔵、宮中檔・軍機処檔摺片、浙江巡撫楊護嘉慶二十二年六月二十四日付奏摺、文書番号 052280。)

²⁶ 浦廉一「華夷変態解題——唐船風説書の研究——」(『華夷変態』上冊(東洋文庫刊)、二二頁)

²⁷ 『大清太宗実録』、清・崇徳二年(丁丑,1637)、正月戊辰。

²⁸ 池内敏『大君外交と「武威」』名古屋大学出版社 2006年、1頁。

²⁹ 『江戸漂流記総集』第三卷「松前人韃靼漂流記」、三七七頁。

³⁰ 早稲田大学図書館蔵。文化七年(1810、嘉慶十五年)長久丸、森山貞次郎など二十八人。[清国漂流圖序:文化庚午秋七月、府下船長久丸、會自琉球歸、其船長森山貞次郎及舟子善助以下、共二十八人、(割注:放洋之後、舟子長十者墜海死、九善五郎者以病死)……同舟二十六人挙慶更生、陸續登岸、即是為清国江南省也、……吏人來問其狀、貞次郎即因筆談、條陳以告其情、自此而吏人監護貞次郎以下二十六人、驛送續食、水浮陸行、凡一千數百里、遂到浙江省乍浦而止。自始登岸起行、至留止于此、官吏時設燕饗數効(次?)、不置慰藉甚厚。如里人亦來訪寂寞、贈以盛意、冥契一如舊故、奇合互非新識、殆至拍肩交膝也。既而及送還之期、則開宴以供餞送、且與衣服及行旅之具、特見其鄭重也、如里人亦饘儀、有其官嘗命選二大船、以充送還之用、乃以十一月二十六日・十二月四日、兩分二十六人、使各十三人、以小舟至泊船、所遣人護歸。至是、官吏里人與俱、無任天涯分手、恨涕淚沾襟、情寔千歲一遇哉。……文化甲戌冬十月 太史橋口善伯祥甫撰并書]

³¹ 福井県立図書館所蔵漂流民史料。馮佐哲「清代前期中日民間交往与文化交流」(『史学集刊』1990年2期63~74頁)、また松浦章氏関係論文参照。(ちなみに、たまたま文政九年に中国の得泰船が日本の遠州に漂着した。それを記録に書き留めた「得泰船筆語」または「清水筆語」が知られている。野田希一(秋嶽)が「官(管)城写到真心處、不信人間有漢和」と表現したような逸話となる。)

³² 坂野正高『近代中国政治外交史』(東京大学出版会 1973年、19頁。)

³³ 安倍健夫「清朝と華夷思想」(『人文科学』一卷三号、1946年12月、137~159頁。)

参考文献

1. 内閣戸科題本 北京・中国第一歴史档案館蔵
2. 宮中档・軍機処档摺片 台北・故宮博物院図書文献館蔵
3. 大清会典、大清實録
4. 石井良助・高柳真三『御觸書寛保集成』、『御觸書天保集成』岩波書店，1941年第一刷，1989年第四刷
5. 太田孝太郎『南部叢書』盛岡：南部叢書刊行会，1931年
6. 山下恒夫『江戸漂流記総集』日本評論社，1992-1993年
7. 田中謙二・松浦章『文政九年遠州漂着得泰船資料一-江戸時代漂着唐船資料集二』関西大学出版部，1986年
8. 大庭脩『唐船進港回棹録 島原本唐人風説書 割符留帳——近世日中交渉史料集』関西大学東西学術研究所，1974年3月
9. 林煒『通航一覽』国書刊行，1913年初刊
10. 林 復斎・箭内健次『通航一覽統輯』清文堂，1968-1973年
11. 林春勝・林信篤編・浦廉一解説『華夷變態』東洋文庫 1958年3月初刊 1981年再刊
12. 金指正三『近世海難救助制度の研究』吉川弘文館，1968年
13. 荒野泰典『近世日本と東アジア』東京大学出版会，1988年
14. 荒野泰典『日本の近世1：世界史のなかの近世』中央公論社，1991年
15. 大庭脩『江戸時代における中国文化受容の研究』同朋舎出版，1984年
16. 桂島宣弘『思想史の十九世紀』ペリカン社，1999年
17. 子安宣邦『江戸思想史講義』岩波書店，1998年
18. 濱下武志『朝貢システムと近代アジア』岩波書店，1997年
19. 山本博文『鎖国と海禁の時代』校倉書房，1995年
20. 永積洋子『近世初期の外交』創文社，1990年
21. 山下範久『世界システム論で読む日本』講談社，2003年
22. 園田一亀『韃靼漂流記』東洋文庫 539 平凡社，1991年9月初版
23. 川勝守『日本近世と東アジア世界』吉川弘文館，2000年
24. ロナルド・トビ著・速水融、永積洋子、川勝平太訳『近世日本の国家形成と外交』創文社，1990年9月
25. 夫馬進『中国アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会，2007年
26. 藪田貫『関西大学東西学術研究所国際共同研究シリーズ3——中国華東・華南地区と日本の文化交流』関西大学出版部，2001年3月